

苦情件数及び内容

令和2年11月30日

項目	年度	令和元年度(累計)		令和2年度(11月末)	
		件数	主な内容	件数	主な内容
危険運転等	63 (70.0%)	<ul style="list-style-type: none"> ・煽り行為 (26) ・急な割込み・追越し (14) ・速度超過 (7) ・幅寄せ (3) ・蛇行運転 (0) ・信号無視 (3) ・急ブレーキ (0) ・その他 (10) 		33 (67.3%)	<ul style="list-style-type: none"> ・煽り行為 (13) ・急な割込み・追越し (9) ・速度超過 (4) ・幅寄せ (0) ・蛇行運転 (2) ・信号無視 (2) ・急ブレーキ (0) ・その他 (3)
宅配関係等	2 (2.2%)	<ul style="list-style-type: none"> ・荷物の破損 (1) ・配達遅延 (1) 		0 (0.0%)	
引越関係等	1 (1.1%)	<ul style="list-style-type: none"> ・白トラ引越し (1) 		1 (2.0%)	<ul style="list-style-type: none"> ・対応不満 (1)
違法駐車等	3 (3.3%)	<ul style="list-style-type: none"> ・違法駐車 (2) ・迷惑駐車 (1) 		1 (2.0%)	<ul style="list-style-type: none"> ・違法駐車 (1)
労働条件等	4 (4.4%)	<ul style="list-style-type: none"> ・拘束超過 (3) ・パワハラ (1) 		0 (0.0%)	
無許可営業等	0 (0.0%)			0 (0.0%)	
環境問題等	2 (2.2%)	<ul style="list-style-type: none"> ・電波法違反 (2) 		7 (14.3%)	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミの投棄 (4) ・電波法違反 (2) ・騒音 (1)
不法改造等	1 (1.1%)	<ul style="list-style-type: none"> ・不法改造 (1) 		0 (0.0%)	
運賃等	0 (0.0%)			0 (0.0%)	
その他	14 (15.6%)	<ul style="list-style-type: none"> ・車両持帰り (3) ・事故対応 (2) ・ながらスマホ (2) ・運行管理 (2) ・積載方法 (1) ・眩惑 (1) ・低速走行 (1) ・違法点呼 (1) ・その他 (1) 		7 (14.3%)	<ul style="list-style-type: none"> ・運転マナー (2) ・車両の持ち帰り (1) ・あおりの閉め忘れ (1) ・運転指導方法 (1) ・交通渋滞の緩和策 (1) ・その他 (1)
合計	90 (100%)			49 (100%)	

注:()は構成比

※ 前年同期比

63

苦 情 (11月)

	電 話	危険運転（煽り行為）	6 日
内 容	<p>本日の午前11時50分頃、県道塩釜亘理線を仙台新港方向に進行中、10t トラックがその前を走る2t トラックを追い抜きたいのかしきりに煽っている。</p> <p>車体には「〇〇〇〇」と会社名が書かれてあり、ナンバーは「△△△△」の緑ナンバーです。</p> <p>営業ナンバーとして恥ずかしくないのか、協会から厳しく指導して下さい。</p>		
対 応	<ul style="list-style-type: none"> ・運行管理者に対し事実確認の上、運転者教育の再徹底を依頼 		
	電 話	危険運転（煽り行為、一時不停止）	20 日
内 容	<p>本日、午前7時30分頃、宮城野区鶴ヶ谷から国道4号につながる交差点で、ナンバー「△△△△」の車両が一時停止の標識があるにも関わらず、一時不停止で通過し、国道4号に入ってから、私が車線変更をしようしたら、かぶせるように妨害してきた。</p> <p>車体には「〇〇運輸」と書かれてあり、Gマークも貼ってありました。Gマーク事業所ということもあり、協会の方から注意して欲しい。</p>		
対 応	<ul style="list-style-type: none"> ・運行管理者に対し事実確認の上、運転者教育の再徹底を依頼 		
	電 話	環境問題等（ゴミの投棄）	25 日
内 容	<p>11月25日午後1時30分頃、「〇〇〇〇」運輸という会社のナンバー「△△△△」のトラックが、宮城野区中野にある運送会社から出てきて、右折したところで中央分離帯にゴミを捨てていった。</p> <p>協会から、このようなマナーの悪い業者には厳しく指導して欲しい。</p>		
対 応	<ul style="list-style-type: none"> ・運行管理者に対し事実確認の上、運転者教育の再徹底を依頼 		